

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>里字深田一番一地先まで</p>	<p>児玉郡美里町大字中里字西宮平六 四一番一地先から同郡同町大字中</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・二五</p>	<p>一四・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一三・六〇</p>	<p>一二・九〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>る。</p>	<p>自転車歩行者道整備工事によ</p>	<p>備 考</p>